9月定例県議会及び決算特別委員会での都市農業振興に関する質問と答弁の概要

質問

答弁

1 都市農業の将来像について

農業者や住民、行政機関や農業団体等が連携して、都市農業の振興及び都市農地の保全を図るべきであり、安定的な都市農業の継続に向けた施策を充実させることが必要である。

県は現在、「兵庫県都市農業振興基本計画」 の策定作業を進めているが、今後の都市農業の 将来像についてどのように考えているのか所見 を伺う。 新たな計画では、①営農意欲の高い農家による収益性の高い農業の実現、②自給的な農家の営農継続による多様な機能の発揮、③地域住民による楽農生活の実践により、都市農業が将来にわたり安定的に継続される姿をめざす。

国への税制改正を引き続き提言するとともに、今後は、新たな計画に基づく施策展開により、都市農地の有する多様な機能を発揮させ、地域住民と共生する都市農業の振興を図っていく。

2 市町都市農業振興基本計画の策定について

近年の人口減少や環境保全の面から「集約型都市構造化」及び「都市と緑・農の共生」の実現を目指すためにも、住民参加による農を生かしたまちづくりが重要である。

そのためには、住民に身近な市町においても 本県と同様の都市農業振興基本計画を策定する 必要があると考える。

そこで、各市町の現在の取り組み状況とともに、県として市町にどのように助言されてきたのか、また、今後どのような方針で進められるのか所見を伺う。

都市農業の振興にあたり、市町は、地域に最も身近な地方公共団体として、地域において主導的な役割を発揮し、国・県や農業関係団体等と連携して、地域のニーズに応じた施策を展開している。

県計画案においても、市町が地域の実情に応じた計画を定め、都市農業振興を図ることが必要である旨を盛り込んでいる。

県の計画策定にあたっては、関係市町も毎回の検討会議にオブザーバーとして参加してもらっており、取組意識の共有が十分図られていると考えている。

今後は、各市町の意見も踏まえ、最終案を作成する。新たな計画の策定後は、関係市町に対し、早期の市町計画の策定を促すとともに、必要な助言等を行っていく。

3 都市部における「農地」の活用について

市民農園や体験農園など、都市部の農地を効果的に活用するには、固定資産税や農地を貸した場合の相続税、生産緑地の面積要件などの制約が多い。

そこで、都市農地の活用に向け、税制などを はじめとする法制度を実情に応じて変更するよ う国へ提案すべきと考えるが、本県のこれまで の取組と今後の見通しについて伺う。 都市農業が安定的に継続されるためには、都市農地にかかる税制措置等が適切に講じられることが重要であり、これまで国に対して制度改正を要望してきた。

この結果、今年の5月に閣議決定された国の都市農業振興基本計画において、①市街化区域内農地の保有に係る税負担や②賃借される生産緑地等に係る相続税納税猶予の在り方を検討することが盛り込まれた。それを受け、農林水産省や国土交通省等から、平成29年度税制改正要望がなされている。

県基本計画の推進にあたっては、これら税制 や生産緑地制度の見直しが重要であることか ら、引き続き県においても、①農業用施設用地 の相続にかかる税制面の見直し、②生産緑地の 指定面積要件の緩和などの生産緑地制度の改 善、さらには、③都市農業の新たな担い手確保 や農地の貸し手と借り手とを結びつける仕組み づくりなど、都市農地の維持・多様な活用に向 け、積極的に提言を行う。